

令和6年度 須崎市地域おこし協力隊 募集要項

須崎市では、以下のとおり令和6年度採用の地域おこし協力隊員を募集します。

1. 募集する業務内容

「道の駅かわうその里すさき」スタッフとして、施設運営、商品開発、販路拡大に関すること

須崎市は高知県のほぼ中心に位置する人口約2万人の市です。日本カワウソの生息が最後に確認された清流 新莊川(しんじょうがわ)が流れ、海、山、川がある自然に恵まれた地域です。この自然の恵みをうけ、高知県内外で「須崎の魚」として高い評価を得ている鮮魚、全国一の文旦、ぼんかんをはじめとする柑橘類などの農産物は、ふるさと納税の返礼品としても人気です。また、須崎名物「鍋焼きラーメン」の帽子をかぶったご当地キャラクター「しんじょう君」による情報発信・PR や、地場産品の通信販売等も市内事業者と連携して取り組んでいます。

道の駅かわうその里すさきは、県内の他の道の駅と比較して大型な施設であり、国内の団体顧客をターゲットに、旅行会社等と契約を結び、全国から四国周遊旅行コースのバス団体を受け入れてきました。これまでも観光客への飲食品提供やお土産販売のほかホームページ等で通信販売を行っていましたが、今後はさらに情報発信にも力を入れ、通信販売による販路の拡大や、新商品開発等にも一緒に取り組んでいただける方を募集します。

配属先	主な業務内容
須崎市元気創造課 ※勤務地は、道の駅かわうその里すさき	・地元商品販売拡大に関する活動 ・インターネット等の情報発信、通販の拡大 ・道の駅新商品開発等に関する活動 ・道の駅リニューアルに係る計画立案作業 ・道の駅運営に係る企画立案 ・その他、市が指示する活動

2. 募集対象

募集対象の条件は次のとおりとします。

- (1) 年齢満20歳～50歳未満(令和6年4月1日現在)の者
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から須崎市に住民票を異動できる者
※都市地域とは、条件不利地域(過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法その他2法に指定された地域)を有しない市町村及び政令指定都市内のうち上記条件不利地域外の地域をいいます。
- (3) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことが出来る者
- (4) 普通自動車運転免許を取得または採用までに取得が見込める者
- (5) 市の条例、規則等を遵守し、職務命令に従うことが出来る者
- (6) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない者

- (7) パソコンを実務で利用できる者(Word、Excel、インターネット、SNS 等)
- (8) 地域住民や関係者と協力しながら、地域を元気にするために精力的に行動できる者

3. 任用者数

1 名

4. 勤務日数及び勤務時間

(1) 勤務日数:原則週4日間(月16日間)

(2) 勤務時間:原則1日 7.75 時間

※所定の月の労働日数及び労働時間を下回った場合は、減額となります。

5. 雇用形態及び期間

(1) 雇用形態:「地域おこし協力隊員」 会計年度任用職員

(2) 任命の期間は、令和7年3月31日までとし、その後3年を超えない範囲で更新を行うことができます。(最終雇用期間は着任日を含む月から起算して 36 月目の末日までとします。)なお、着任日は相談し決定します。

(3) 須崎市が協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても任用を取り消すことができるものとします。

6. 報酬

報酬月額 161,920 円

期末勤勉手当 (年間 2 回:6 月、12 月)

1 年目 (6 月:0.675 月・12 月:2.25 月)*4 月から着任の場合

2 年目以降 (6 月:2.25 月・12 月:2.25 月)

※昇給制度あり。

※上記は前年度実績のため、変更となる可能性があります。

※報酬から社会保険料等の本人負担分が控除されます。

※通勤手当 通勤距離に応じて通勤費相当額が支給されます。

7. 待遇及び福利厚生

(1) 雇用期間中の住居に係る家賃は市が負担します。(月 5 万円上限)

(2) 社会保険に加入します。(健康保険部分は市町村職員共済に加入)

(3) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認めます。(届け出が必要)

(4) 夏季休暇:3日、有給休暇:年13日、特別休暇、年末年始:6日あり

8. 申込手続き

(1) 募集期間 随時

(2) 提出書類(返却不可)

①応募用紙

②履歴書(市販のもので可、写真添付)

③地域おこし協力隊活動課題レポート(A4用紙、書式自由)

テーマ「地域おこし協力隊として活かしたい私の能力と地域再生活動」と題した 1000 字程度のレポート

- (3) 提出先 〒785-8601 高知県須崎市山手町 1 番 7 号 須崎市元気創造課
TEL 0889-42-3951(直通)

10. 選考

(1)第一次選考(随時)

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2)第二次選考

第一次選考合格者については面接を行います。面接日は第一次選考通過の際にご案内します。

(3)最終選考結果の報告

第二次選考 面接日から 2 週間以内に通知します。※可否は全員に文書で通知します。